

呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定について

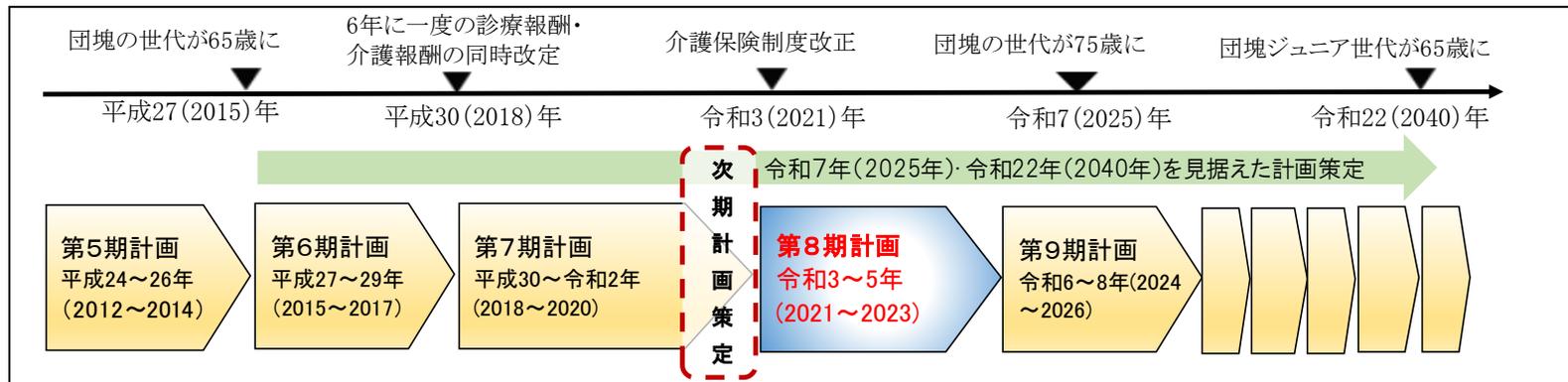
1 計画策定の趣旨と位置付け

(1) 計画策定の趣旨

介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するとともに、高齢者に関わる施策を総合的・計画的に推進するため、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定しており、現在の計画の期間が満了するため、令和3年度からの当該計画を策定します。

(2) 計画で定める事項

- ア 各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量及び地域支援事業の事業ごとの見込量
- イ 介護サービス等の見込量を確保するための方策（施設整備など）
- ウ 介護保険給付費、保険料水準などの推計（第8期介護保険料の設定）
- エ 課題解決に向けて取り組む施策（介護予防・重度化防止等の取組、地域包括ケアシステムの推進ほか）



(3) 計画の位置付け

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画での目標や具体的な施策を踏まえ、団塊の世代が75歳以上となり、介護の需要が増加する令和7年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代が急減する令和22年に向けて、本市の高齢化の状況及びそれに伴う介護需要を見据えた令和3年度から5年度までの3年間の計画とします。

上位計画である現在策定中の「第5次呉市長期総合計画」の高齢者福祉に係る部門計画の役割を担っており、「第3次健康くれ21（健康増進計画・食育推進計画）」、現在策定中の「第6期呉市障害福祉計画」や「広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画（第8期ひろしま高齢者プラン）」など、関係計画等との整合性を図ります。

2 高齢者を取り巻く現状と課題

(1) 高齢者を取り巻く現状

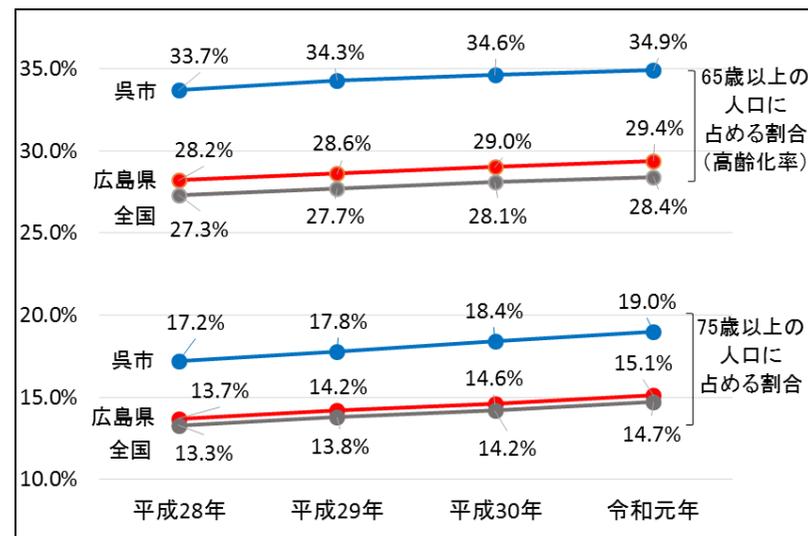
65歳以上の人口が人口全体に占める割合（高齢化率）や75歳以上の人口が人口全体に占める割合は、右図が示すように、呉市は全国・広島県に比べ高くなっており、高齢化が進んでいます。また、要介護（要支援）認定者数や認知症高齢者数は増加傾向にあり、要介護（要支援）認定率も、全国・広島県に比べると低くなっているものの、年々増加しています。

(2) 課題

医療や介護が必要となる後期高齢者の更なる増加や、一人暮らし高齢者、高齢夫婦世帯、認知症高齢者の更なる増加が見込まれる中、今後も住み慣れた地域で安心した生活を送り続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた介護予防、生活支援や地域での支え合いの仕組み等の施策を推進していく必要があります。

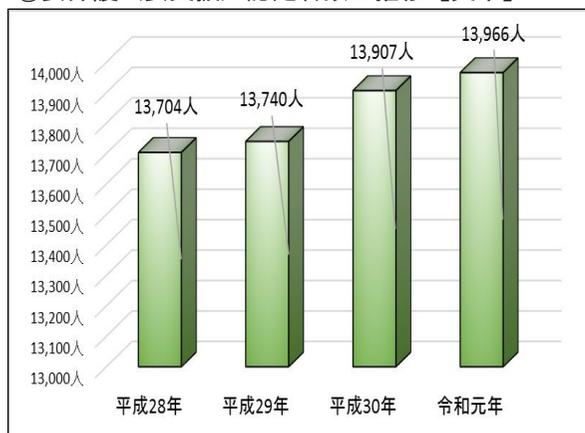
また、重度化が進んだとしても、自分の尊厳を保ちながら必要な医療・介護サービス等が受けられるよう環境を整えていく必要があります。

① 65歳以上の人口に占める割合（高齢化率）及び75歳以上の人口に占める割合の推移【呉市・広島県・全国】



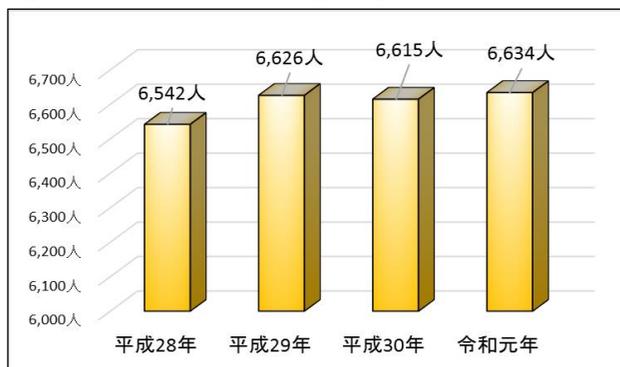
【出典】呉市：住民基本台帳（各年9月末）、広島県・全国：総務省統計局（各年10月1日）

② 要介護（要支援）認定者数の推移【呉市】



【出典】厚生労働省介護保険事業状況報告（各年9月末）

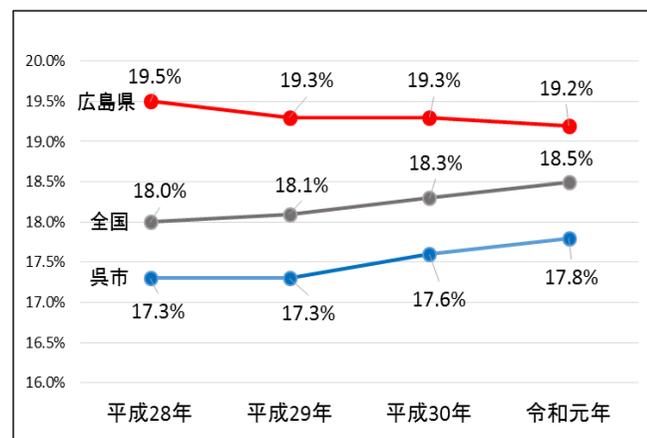
③ 認知症高齢者数の推移【呉市】



【出典】介護認定申請における訪問調査による認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa（※）以上となる高齢者数（各年9月末）

（※）認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱaとは、家庭外において、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態

④ 要介護（要支援）認定率の推移【呉市・広島県・全国】



【出典】厚生労働省介護保険事業状況報告（各年9月分から算出（第1号認定者数／第1号被保険者数））

3 次期介護保険制度改正と第8期介護保険事業計画の基本指針（案）について

(1) 介護保険制度の見直しに関する意見の概要

我が国では、令和22年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳となり、高齢者人口がピークを迎える一方、現役世代が急激に減少することが見込まれ、介護サービス需要が更に増加・多様化し、担い手の減少も顕著となることが見込まれています。

このような社会情勢において、高齢者を支える地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤になり得るもので、令和7年、その先の令和22年、そして地域共生社会の実現に向けて介護保険制度の見直しが必要となっており、厚生労働省に設置されている社会保障審議会介護保険部会では主に次の事項について検討を行い、令和元年12月27日に、「介護保険制度の見直しに関する意見」が取りまとめられました。

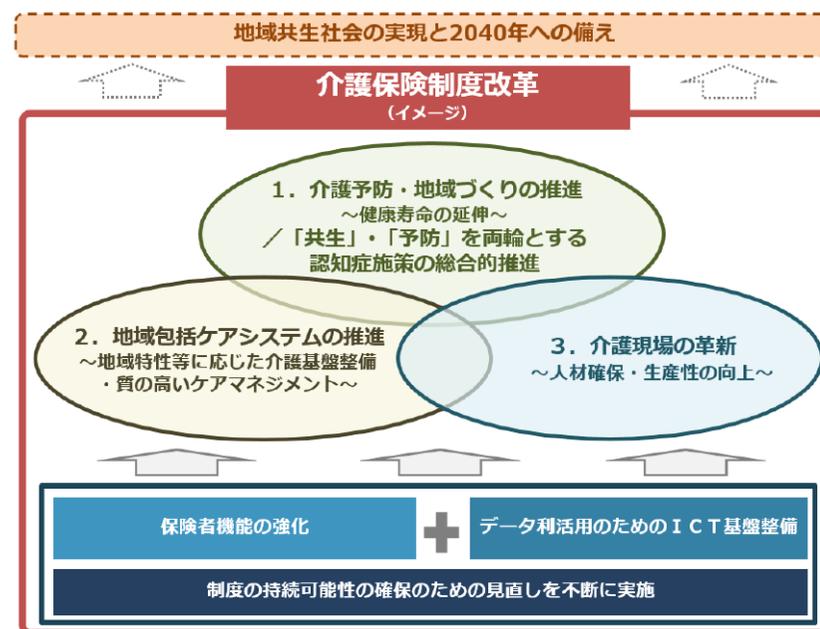
- ア 介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）
- イ 保険者機能の強化（地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化）
- ウ 地域包括ケアシステムの推進（多様なニーズに対応した介護の提供・整備）
- エ 認知症施策の総合的な推進
- オ 持続可能な制度の構築・介護現場の革新

(2) 第8期介護保険事業計画に関する基本指針（案）

厚生労働省は、都道府県及び市町村の介護保険事業計画策定のための基本的事項と、上記「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえ、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにするための事項などを定める基本指針について、現在、次の事項について記載の充実を検討しています。

- ア 令和7年、令和22年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- イ 地域共生社会の実現
- ウ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- エ 有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- オ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- カ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- キ 災害や感染症対策に係る体制整備

<参考：介護保険制度改革の全体像>

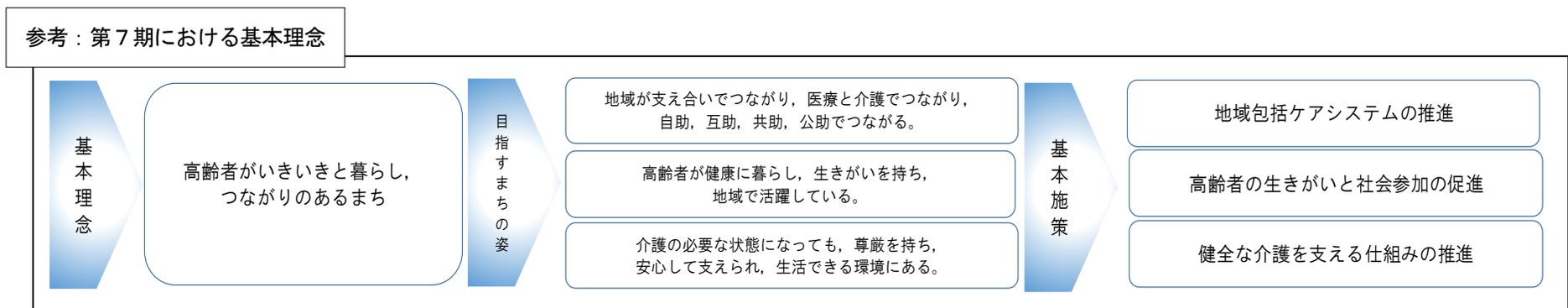


令和元年12月27日 社会保障審議会介護保険部会提出資料

4 呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画における基本理念

地域包括ケアシステムの推進により、地域で支え合う体制を整えるとともに、介護サービスの充実や社会活動への参画の促進を図るなど、高齢になっても、住み慣れた地域で自立し、安心して暮らせるまちを目指します。

国が定める基本指針や呉市を取り巻く環境の変化を踏まえ、第7期までの基本理念や基本施策を発展させるとともに、新しい視点を加えることにより、呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の基本理念を改めて設定し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けて高齢者に係る様々な施策の検討を進めていきます。



5 スケジュール

